

経 済 要 録

国

内

◆大蔵省、「金融行政の当面の運営方針」の実施状況について」を発表

大蔵省は、10月30日、「金融行政の当面の運営方針」の実施状況について」を発表した。これは、8月18日に発表した「金融行政の当面の運営方針」の実施状況を明らかにしたものであり、その内容は以下のとおり。

1. はじめに

去る8月18日、金融システムの安定性を確保し、その効率化の推進を図る観点から、「金融行政の当面の運営方針」（以下、「運営方針」という。）を公表した。この「運営方針」に盛り込まれた施策は、その後着実に実施に移されてきているが、今般、その一環として、中間決算時点における金融機関の6か月以上延滞債権の概況を公表するに当たり、「運営方針」の実施状況をご説明し、併せて今後の金融行政についての考え方を述べることにしたい。

2. 不良資産の処理

(1) 延滞債権の概況と対応

① 6か月以上延滞債権の概況

当省が、ヒアリングを通じて把握した都銀、長信銀、信託の三業態における6か月以上延滞債権（利息が6か月以上未収となっている貸出金）の元本残高は、9月末現在の概況で、総貸出残高396兆円のうち12兆3千億円程度となっている。また、そのうち担保・保証でカバーされていない残高は4兆円程度となっている（なお、これらの計数は概況についてのヒアリング結果であるため、計数確定後の金額は今後変動し得る。）。

これらの金額は、本年3月末時点に比較して相当程度増加しているが、このことは「運営方針」でも述べたように、いわゆるバブル経済の崩壊に伴う株価と不動産価格の大幅な低下が、引き続き金融機関の不良資産の増大をもたらしていることを示している。なお、これらの金額は、今後増加するものの、その増勢は鈍化するとの見方が多い。いずれにしても、その克服には厳しく真剣な取り組み努力と相当な調整期間が必要であることは、「運営方針」で述べたとおりである。

(参考) 都銀、長信銀、信託の4年度中間決算における業務純益等

業務純益	1.6兆円程度
貸倒引当金残高	3.1兆円程度
株式等含み益	14.6兆円程度

② 金融機関の対応

このような状況の下で、金融機関は、今中間決算において、①不良資産の償却を積極的に進めたほか、②決算対策のための株式含み益の安易な益出しの抑制により、将来、不良資産を計画的、段階的に処理していくための体力の維持に努めたところである。今後とも、金融機関が基礎体力を確保することにより、延滞債権の問題に対処し得るものと考ええる。

(2) 個別問題の処理

住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題の解決には、「運営方針」でも述べたように、大変な困難を伴うとともに、長期間を要するものとなっているが、この面においても、ノンバンク、関係金融機関の真剣な努力により、着実に問題の解決に向けて進展が見られている。

しかしながら、なお残されている問題も多いことから、今後とも、関係者が金融システムの安定性確保の重要性を認識した上で、残された問題について具体的な検討を進め、その対処案を構築するなど、一層の努力が払われるよう要請する。また、次に述べるように、個別問題の早期処理に資するよう、不良資産処理のための環境整備にも一層努める必要がある。

(3) 不良資産処理のための環境整備

① 担保不動産の流動化

「運営方針」においては、不良資産の処理の観点から担保不動産の流動化のための方策につき早急な検討を行うこととされた。これを受けて、今般、三菱銀行から、民間金融機関の出資により、不動産担保付債権の買手の役割を果たす会社を設立する構想の骨子が明らかにされた。

この会社設立の狙いは、民間金融機関の自助努力による不良債権の処理方針の早期確定と計画的、段階的処理を通じ、金融機関の信頼性を強化し、かつ融資対応力を向上させることを図り、併せて不動産取引活性化への呼び水効果を果たすことを期待することにある。

多数の金融機関が関与し、相互の利害関係が錯綜している不良債権が増加している現状に鑑み、

関係金融機関が、このような会社を設立、運営していくことは時宜を得たものと考えられる。また、これにより、関係金融機関において、個別の不良債権についての損失の分担に関する合意形成が行われる糸口を提供し、処理が進められる効果も期待される。

② その他の環境整備

不良債権の税務上の処理については、不動産価格が短期間にかつ大幅に下落し、不動産取引が低迷している最近の実態に即した取扱いを行うため、先般、所要の通達を发出した。本通達は、もとより全ての法人に適用されるものであるが、これにより金融機関の不良債権についてタイムリーな償却が可能となり、個別案件の早期処理にも資するものと考えられる。また、ノンバンク等の再建支援措置に係る税務上の取扱いについての事前照会を迅速かつ的確に処理するため、国税庁の審理体制を整備した。

なお、金融機関による不良資産のディスクロージャーの在り方については、現在、金融制度調査会において検討がなされている。この検討を踏まえ、本年度決算期より個々の金融機関が不良債権額のディスクロージャーを実施することを期待したい。

都銀、長信銀、信託の6か月以上延滞債権の概況

	6か月以上延滞債権	うち担保・保証でカバーされない額	総貸出残高
4年9月末	12兆3,000億円程度	4兆円程度	396兆円
(参考) 4年3月末	7兆9,927億円	2兆5,619億円	398兆円
3月末に対する増加額	4兆3,000億円程度	1兆4,000億円程度	△ 2兆円
3月末に対する増加率	54%	56%	△ 0.5%

(注) 都銀、長信銀、信託の3業態における概況のヒアリング結果。

3. 融資対応力の確保

(1) 自己資本の充実

今後、金融機関が健全な経済活動に必要とされる資金を積極的に供給していくという役割を果たすためには、自己資本の充実により融資対応力を確保する必要がある。これについては、新たな自己資本充実策として永久劣後ローンが9月末に実行されたことを含め、本年4月以降、B I Sの国際統一基準が適用される銀行において、2兆7千億円の新たな自己資本調達が行われた。一方、本年3月末以降、株価の下落に伴って、自己資本に算入される有価証券含み益は1兆3千億円減少したが、劣後ローンの調達等が行われたことにより、自己資本の合計額は1兆5千億円増加した。

(2) 債権の流動化

金融仲介機能の強化により融資対応力の拡充に資する一般貸付債権の流動化は、本年9月末に約2兆3千億円の残高となっており、本年3月末(約1兆4千億円)に比べてかなり増加している。また、「運営方針」でも述べたとおり、このような既存の方式に加え、信託方式を活用した一般貸付債権の流動化についても近く具体化する見込みである。

(3) 自己資本比率

B I Sの国際統一基準適用行についてみれば、自己資本比率の分母であるリスク・アセットの総額は、本年3月末の628兆円から9月末は618兆円に減少したが、これはこの間の円高(+10.6%)によって、外貨建のリスク・アセットが減少したことによるものである。

なお、本年9月末時点における自己資本比率は、上記のように自己資本の充実に努めた結果8.7%となり、本年3月末(8.3%)に比べて0.4%上昇した。

(4) 今後における融資対応力の確保

金融機関は、不良資産の処理を進める一方で経済活動に必要な資金を円滑に供給していくために、自己資本を充実し、自己資本が株価変動に過度に影響されないような体質を構築していく必要がある。この場合、最近のように株式市場の低迷により金融機関の増資が困難な状況の下では、劣後ローン等の新たな自己資本調達手段が必要となっている。今中間期において、各行は、貸付債権の流動化とともに、こうした方向での努力により株価下落にも拘わらず自己資本比率を向上させることができたが、今後ともその方向で一層の努力が必要と考えられる。

自己資本比率の状況

(単位 億円、%)

	自己資本 (最終ベース) A	Tier I	Tier II	リスクアセットベース		総資産 B	うち外貨建	自己資本 比 率 (最終ベース) A/B
				有価証券含み 益の45%	劣後ローン等			
4年9月末	539,000	314,000	225,000	86,000	114,000	6,184,000	1,490,000	8.7
(参考) 4年3月末	523,789	310,732	213,057	99,000	86,904	6,281,405	1,654,491	8.3
期中増減額	15,000	3,000	12,000	△13,000	27,000	△100,000	△164,000	—
期中増減率	2.9	1.0	5.6	△13.1	31.0	△1.6	△9.9	0.4

(注) 本表は自己資本比率(国際統一基準)採用90行(全国銀行)ベース。円相場は、4年3月末132.85円/ドル、4年9月末118.80円/ドル。

全国銀行の一般貸付債権の流動化状況

	4年3月末	4年9月末	増 加 額
残 高	1兆3,684億円	2兆3,000億円	9,300億円

4. 経営の合理化

「運営方針」でも述べたように、今日の金融機関経営を取り巻く厳しい状況の中で、金融機関経営の一層の合理化が求められているが、金融機関

においては、既に、合併や経費節減等による経営体質強化を含め、種々の具体的措置が進められてきている。今後とも、各金融機関においては、自主的な経営判断に基づいて、より一層の合理化努

力を行うことを期待する。

5. 銀行の中間決算

(1) 概要

全国銀行の4年9月中間決算（速報値）において、銀行の通常の業務における損益状況を示す業務純益は、前中間期に比べて大幅増益（+43%）となる一方、経常利益は大幅減益（△31%）となった。

(2) 要因

これは、次のような要因に基づくものと考えられる。

- ① 金利低下局面において、貸出金利回りと預金利回りがともに大幅に低下する中で、有価証券利回りの低下が直ちに生じなかったため、銀行の通常の業務に係る業務純益が大幅に増加した。

なお、最近における一般的な傾向として、金利上昇局面では銀行の利益が減少し、金利低下局面では利益が増加するという、金利の変動に伴う循環的な現象が見られる。

- ② 株式についての益出し抑制により臨時収入が大幅に減少する一方、株式評価損の償却（注）に加え、既に述べた不良資産の積極的な償却により臨時費用が急増し、臨時損益が大幅なマイナスとなり、その結果、経常利益が大幅に減少した。

（注）ただし、一部の銀行においては株式等評価損の償却を不計上としている。

このように、今中間決算は、経常利益ベースでは大幅な減益となったが、将来を展望し、不良資産の償却に備えるために必要な体力の維持を図るものとなった。

6. おわりに

当省としては、今後、「運営方針」に盛り込まれた諸政策の実施について、引き続き最大限の努力を傾注していくこととしており、各金融機関に対して、同様の趣旨から、最大限の自助努力を基本として、経営の一層の効率化と安定化を図ることを要請したい。

全国銀行の中間決算の状況

（単位 億円、%）

	3 年 度		う ち 中 間 決 算		4 年 度 中 間	
	金 額	金 額	前年比	金 額	前年比	
業 務 収 益	605,776	315,350	1.3	258,832	△ 17.9	
業 務 費 用	572,422	300,901	1.0	236,526	△ 21.4	
業 務 純 益	37,163	16,536	6.7	23,654	43.0	
臨 時 収 益	29,428	12,448	△ 33.7	4,018	△ 67.7	
うち株式等売却益	25,109	10,256	△ 39.1	2,306	△ 77.5	
臨 時 費 用	34,137	10,777	△ 37.8	15,207	41.1	
うち債権償却特別勘定繰入	6,381	1,949	341.0	4,648	138.4	
株 式 等 売 却 損	881	465	△ 51.2	714	53.3	
株 式 等 償 却	17,359	4,107	△ 52.8	6,811	65.8	
臨 時 損 益	△4,709	1,671	14.7	△11,189	△769.2	
経 常 利 益	28,645	16,119	8.9	11,117	△ 31.0	
当 期（中 間）利 益	13,987	8,764	△ 1.9	5,679	△ 35.2	

（注）1. 債権償却特別勘定繰入には貸出金償却を含む。

2. 3年度の計数は「全国銀行財務諸表分析」等により、単位未満四捨五入。

◆「証券会社の認可基準・手続き等について」通達の一部改正について

大蔵省は、11月11日、「証券会社の認可基準・手続き等について」通達の一部改正を行った。同通達

の改正は、個人投資家の長期的で安定的な株式投資を促進する観点から、累積投資業務の対象有価証券として新たに上場株券を追加し、この業務についての承認基準等を定めたもの。

◆現行金利一覧 (4年12月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 ・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合 ・その他のものを担保とする貸付利子歩合	3.25 3.5	4. 7.27	(3.75) (4.0)
短期プライムレート	4.50	4.12.14	(4.75)
長期プライムレート	5.5	4.11. 2	(5.7)
住宅ローン ・固定金利型 ・変動金利型	6.6 5.7	4.10. 1	(6.78) (6.0)
政府系金融機関の貸付基準金利 ・日本開発銀行 ・中小企業金融公庫・国民金融公庫 ・住宅金融公庫	5.5 5.5 4.55	4.11. 2	(5.7) (5.7) (4.9)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年) (期間5年～7年) (期間7年以上)	4.95 5.0 5.05	4. 9.28	(5.0) (5.45) (5.5)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率) ・定期預金 (期日指定定期) 1年 2年 ・普通預金 ・貯蓄預金 40万円タイプ 20万円タイプ ・定期積金 ・市場金利連動型定期積金 3年未満 3年以上 ・通知預金	3.82 4.07 0.38 2.10 2.10 2.28 2.32 2.51 0.63	4. 8.17	(4.15) (4.4) (0.5) (2.27) (2.22) (2.4) (2.50) (2.71) (0.75)
郵便貯金金利 ・定額貯金 (1年以上1年6か月未満) ・積立貯金 (1年) ・通常貯金	2.82 2.47 1.8	4. 8.17	(3.15) (2.67) (1.92)
信託配当率 ・指定金銭信託合同運用口 (a) 1年以上のもの 2年以上のもの 5年以上のもの ・貸付信託 (b) 2年のもの 5年のもの	3.82 4.12 4.5 4.27 4.62	4. 8.17	(4.15) (4.45) (4.7) (4.6) (4.82)

(注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても取扱い。
3. 信託配当率は各行自主決定金利。
(a) 既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。
(b) 実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件 (4年12月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	<12月債> 4.763 4.8 100.25	<11月債> 4.964 5.0 100.24
割引国債 (5年)	応募者利回 (%) 同税引後 (%) 発行価格 (円)	<11月債> 4.695 3.749 79.50	<9月債> 4.563 3.647 80.00
政府短期証券 (60日)	応募者利回 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	(8月3日発行分～) 3.141 3.125 99.4863	(4月13日発行分～) 3.646 3.625 99.4041
政府保証債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	<12月債> 5.037 5.0 99.75	<11月債> 5.175 5.1 99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	<12月債> 5.075 5.0 99.50	<11月債> 5.200 5.2 100.00
利付金融債 (3年物)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	<12月債> 4.100 4.1 100.00	<11月債> 4.200 4.2 100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回 (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	<12月債> 4.600 4.6 100.00	<11月債> 4.600 4.6 100.00
割引金融債	応募者利回 (%) 同税引後 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	<12月債> 3.820 3.114 3.66 96.30	<11月債> 3.820 3.114 3.66 96.34

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、10月6日
開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、11月20日、10月6日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

1. 足元の景気動向および金融調節スタンス

足元の米国景気の動向をみると、景気は引続き極めて緩やかな回復過程にあるとの認識。すなわち、個人消費は7～8月をならしてみると、第2四半期に比べ緩やかに増加した。生産面では鉱工業生産が7月に情報関連機器を中心に増加したが、8月にはハリケーン・アンドリューや自動車工場でのストライキの影響もあって大幅に減少した。この間、在庫は流通段階を中心に6、7月と増加した。一方、非国防資本財出荷は6月大幅増加の後、7、8月は増勢が鈍化した。雇用面では、9月の非農業部門雇用者数は、サービス部門で増加したものの、政府による夏期緊急雇用対策の終了による公共部門での減少が響き全体でも減少した。貿易収支は、輸入が資本財と消費財を中心に堅調に推移した一方、先進国の景気減速を受けて輸出が小幅な伸びにとどまったことから、7月の貿易赤字は第2四半期の月平均赤字額に比べ増加した。物価面では、PPI、CPIともにコアベースで引続き落ち着いた動きとなっている。

この間、金融調節スタンスについてみると、前回のFOMC（8月18日）では現状の金融調節スタンスを維持しつつ、今回FOMC開催までの期間中につき、一段の金融緩和を実施する可能性を留保するとの方針が採用された。こうした方針のもと、その後の景気回復の足取りの重さやマネーサプライの伸び悩み等にかんがみ、9月4日にFFレート的一段の低下（3.25%→3.00%）が容認された。

ただしマネーサプライの動向については、M₂、M₃とも引続きターゲット・レンジの下限を下回っ

ているものの、要求払い預金と小口の流動性預金の増加（市場金利低下とそれに伴う機会費用の減少が主因）に支えられ、伸び率は8、9月と幾分上向いている。また、銀行貸出も8、9月は増加している。

2. 先行きの景気・物価動向に関するFOMCの見解

先行きの景気についてのFOMCメンバーの見方をうかがうと、多くのメンバーはこしばらくは景気回復テンポは引続き極めて緩やかなものにとどまるとの見方。その根拠は主として次の諸点。①雇用情勢の改善遅延を背景に家計の消費態度は依然慎重で、目先個人消費が大きく回復する可能性は低いとみられること、②輸入もドル安の進展にもかかわらず、主要貿易相手国での景気停滞が響き、顕著な増加は期待しがたいこと、③財政面からも景気刺激の余地は乏しく、むしろ国防費の圧縮が景気の下押し要因として作用していること。もっとも、最近のマネーサプライと銀行貸出の増加が緩やかながら上向いていることなど、今後の景気回復の足取りをより確かなものにする条件が徐々に整備されつつあることもあわせて指摘。

3. 先行きの金融政策に関するFOMCの見解

当面の金融調節スタンスについては現状のスタンスを維持することで合意。また先行きの政策スタンス変更の余地については、金融緩和の可能性を留保する方針を採用。ただし、Jordan、Lindsey両理事は、現状なおターゲット・レンジを下回っているM₂の増加を図るため、即時の緩和を主張したほか、LaWare、Melzer両理事は、①短期金利の水準の低さや準備預金の増加からみて、金融政策は現状すでに十分景気刺激的であること、②一段の金融緩和はドル相場を不安定化する恐れがあることを理由に、先行きの政策スタンス変更の余地について中立とすることを主張。

なおマネーサプライについては、Melzer理事はM₁の高めの伸びは、現在の金融政策がすでに十分

景気刺激的であることを示すものとの判断から今後M₁の高い伸びが続けば、物価の安定を阻害する可能性があるとの懸念を表明。この間、マネーサプライ増加率の短期目標（92年9月→12月）は、

以下のように変更された。

	前回 (%)	→	今回 (%)
M ₂	2.0		2.0
M ₃	0.5		1.0

米国連邦公開市場委員会（FOMC）における政策決定の推移

	開催日	マネーサプライ短期目標			基本方針	政策スタンス 変更の余地
		期間	M ₂ (%)	M ₃ (%)		
91 年	3/26	3月→6月	5.5	3.5	現状維持	中立
	5/14	3月→6月	4.0	2.0	現状維持	中立
	7/ 2~3	6月→9月	5.5	3.0	現状維持	中立
	8/20	6月→9月	0.0	-1.0	現状維持	緩和方向
	10/ 1	9月→12月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
	11/ 5	9月→12月	3.0	1.0	わずかながら緩和	緩和方向
	12/17	11月→3月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
92 年	2/ 4~5	12月→3月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
	3/31	3月→6月	3.5	1.5	現状維持	緩和方向
	5/19	4月→6月	2.5	1.5	現状維持	中立
	6/30~7/ 1	6月→9月	2.0	0.5	現状維持	緩和方向
	8/18	6月→12月	2.0	0.5	現状維持	緩和方向
	10/ 6	9月→12月	2.0	1.0	現状維持	緩和方向

◆米国連邦準備制度理事会、インターバンク・エクスポージャーの制限に関するルールを決定

米国連邦準備制度理事会は、11月20日、公開理事会を開き、預金保険加入金融機関による他の金融機関に対するインターバンク・エクスポージャーの制限に関するルールを以下のとおり決定した。

（1）規制対象

預金保険加入金融機関が預金保険への加盟・非加盟の別を問わず他の金融機関および外銀に対して有するすべてのインターバンク・エクスポージャー。

（2）規制内容

取引相手の自己資本充実度に応じてインターバンク・エクスポージャーに次のような限度額を設定。

- ①自己資本比率が金融制度改革法（FDICIA）によって設けられた自己資本充実度の分類上“well capitalized”および“adequately

capitalized”である先^{（注）}……限度額を設定せず。

- ②それ以外の先……自己資本の25%に上限を設定。
③その他

取引先金融機関が自己資本基準を満たさなくなった場合、規制適用まで120日間の留保期間を設定。

（注）リスク・アセット・ベースの自己資本比率、同Tier1比率、レバレッジ・レシオがそれぞれ8%以上、4%以上、4%以上の3つの条件をすべて満たす先。

（3）実施時期

93年6月

本ルールは、FDICIAに基づき定められたもので本年7月に連邦準備制度理事会が発表した暫定提案をその後各方面から出されたパブリック・コメントを織込み一部修正したものの。

◆ E C通貨評議会、EMS通貨再調整を実施

E C通貨評議会は、11月22日、スペイン・ペセタ、ポルトガル・エスクードを各6%切下げる旨発表、23日より実施した。

また、同日、スペイン銀行、アイルランド中央銀行、ノルウェー中央銀行は各々自国通貨の防衛を企図して、以下のように政策金利の引上げを発表。なお、スペイン銀行は9月23日以降再導入されていた

資本取引規制を撤廃する旨併せて決定した。

スペイン銀行（C D買いオペ金利）

13.0%→13.75%（即日実施）

アイルランド中央銀行（オーバーナイト貸出金利）

13.75%→30.0%（即日実施）

ノルウェー中央銀行（オーバーナイト貸出金利）

17.0%→25.0%（23日実施）

EMS加盟通貨相互間の中心レートと上下限レート（11月23日実施）

	ドイツ マルク (D.M.)	ベルギー フラン (B.Fr.)	オランダ ギルダー (D.Gl.)	デンマーク クローネ (D.Kr.)	フランス フラン (F.Fr.)	アイルランド ポンド (Ir.£.)	スペイン ペセタ (Pts.)	ポルトガル エスクード (P.Esc)
D.M. 上限		2,109.50	115.2350	390.160	343.050	38.1825	7,728.00	9,823.20
100マルクにつき 中心		2,062.55	112.6730	381.443	335.386	37.3281	7,278.77	9,248.80
下限		2,016.55	110.1675	373.000	327.920	36.4964	6,854.00	8,710.80
B.Fr. 上限	4,95900		5,58700	18,9143	16,6310	1,85100	374,710	476,130
100ベルギー・ 中心	4,84837		5,46286	18,4938	16,2608	1,80981	352,903	448,418
フランにつき 下限	4,74000		5,34150	18,0831	15,8990	1,76950	332,360	422,320
D.Cl. 上限	90,7700	1,872,15		346,240	304,440	33,8868	6,859,20	8,715,40
100ギルダーにつき 中心	88,7526	1,830,54		338,537	297,661	33,1293	6,460,05	8,208,49
下限	86,7800	1,789,85		331,020	291,040	32,3939	6,084,00	7,731,00
D.Kr. 上限	26,8100	553,000	30,2100		89,9250	10,00870	2,026,20	2,574,50
100デンマーク・ 中心	26,2162	540,723	29,5389		87,9257	9,78604	1,908,23	2,424,69
クローネにつき 下限	25,6300	528,700	28,8825		85,9700	9,56830	1,797,10	2,283,60
F.Fr. 上限	30,4950	628,970	34,3600	116,320		11,3830	2,304,40	2,928,10
100フランス・ 中心	29,8164	614,977	33,5953	113,732		11,1299	2,170,27	2,757,66
フランにつき 下限	29,1500	601,295	32,8475	111,200		10,8825	2,043,90	2,597,20
Ir.£. 上限	2,74000	56,5115	3,08700	10,4511	9,18900		207,045	263,082
1アイルランド・ 中心	2,67894	55,2545	3,01848	10,2186	8,98480		194,994	247,770
ポンドにつき 下限	2,61900	54,0250	2,95100	9,9913	8,78500		183,645	233,350
Pts. 上限	1,45900	30,0880	1,64365	5,56450	4,89260	0,544528		134,920
100ペセタにつき 中心	1,37386	28,3364	1,54798	5,24047	4,60772	0,512835		127,065
下限	1,29400	26,6875	1,45789	4,93540	4,33960	0,482988		119,670
P.Esc 上限	1,14800	23,6785	1,29350	4,37910	3,85030	0,428541	83,5630	
100エスクード 中心	1,08122	22,3006	1,21825	4,12423	3,62626	0,403599	78,6999	
につき 下限	1,01800	21,0025	1,14740	3,88420	3,41520	0,380110	74,1180	

◆ドイツ経済専門委員会、年次経済報告を公表

ドイツ経済専門委員会（連邦政府の諮問機関）は、11月16日、年次経済報告を公表し、ドイツの93年経済見通しを明らかにするとともに、若干の政策提言を行った。

1. 93年経済見通し

（景 気）

旧西独地方の実質GNP成長率（前年比）は、92年に+1.5%の伸びを示した後、93年には、個人消費、政府消費の後退に加え、これまでの製造業を中心とした高水準の能力増強投資の反動に伴う設備投資の減少などからゼロ成長を予想しており、全体として「リセッション入りの危険性」を指摘。

旧東独地方の同成長率は、設備投資の増加持続や輸出の好伸（前年比2桁の伸びが期待可能）などから、92年、93年ともに+7.0%となる見通し。

（雇 用）

93年の失業者数は、旧西独地方で4年ぶりに200万人超となる（前年比約34万人増）一方、旧東独地方でも、125万人に達する（同約10万人増）見通し。

（物 価）

旧西独地方の消費者物価は、92年に+4.0%の上昇をみた後、93年には、VAT引上げ、賃貸料の上昇等を映じて+3.5%の上昇を予想。

2. 政策提言等

（賃上げ）

今後のさらなる賃金上昇は、ドイツ経済に深刻な問題をもたらすこととなるため、名目賃金上昇率は、予想される物価上昇率の伸び率以下に抑制されるべき。具体的には、今後の労働協約締結に際し、労使双方が、各企業の業績を考慮しつつ、柔軟な態度で臨むべきであり、すでに締結済みの賃上げについても、実施時期の延期あるいは協約自体の見直しを行うべき。

（財政政策）

財政赤字削減のためには、まず連邦政府、州政府、地方自治体が徹底的に支出を見直すことが必要であり、それがなお不十分な場合は、新たに個人・法人の所得税に関して付加課税（7%、5年間の期限付き、年平均の追加歳入は250億マルクに上る見込み）を行うべき。

（金融政策）

93年の通過供給量の目標値については、来年の経済活動の実態にかんがみ、上限を+6.5%に設定すべき。

経済専門委員会の西独経済見通し

（単位 前年比 %＜失業率は%＞）

	1992年見込み	93年見通し
実 質 G N P	1.5	0.0
個人消費	1.0	0.0
政府消費	3.0	△1.0
設備投資	△0.5	△2.0
建設投資	3.5	1.0
輸 出	3.0	2.0
輸 入	4.5	1.5
消費者物価	4.0	3.5
失 業 率	6.5	7.5

◆1993年度ドイツ連邦予算成立

11月27日、1993年度（1～12月）のドイツ連邦予算案が連邦議会を通過、成立した。

本予算の概要をみると、まず、歳出面では、景気停滞に伴って雇用・生活補償関係費、国債関係費が増加する一方、人員削減計画等による一般行政経費の圧縮や、家庭・老人関係費用、防衛費等の削減が採られたため、歳出総額は、前年度予算（補正後4,251億マルク）比+2.5%の4,356億マルクと中期財政計画（本年7月発表）に盛込まれた増加率にとどまったかたち。他方、歳入面では、景気停滞に伴う税収減予想から、歳入総額は前年度予算（補正後3,846億マルク）比+2.1%の3,926億マルクと、歳出の伸びを下回った。

この結果、財政赤字額は、前年度比25億マルク増加の430億マルクとなる見通し。

なお、今回の93年度予算審議に際し、連立与党3首脳は、旧東独地域復興のために120億マルクの追加支出を行うこと（旧東独地域における投資促進の

ための優遇税制や住宅建設補助に当てられる)、そのための補正予算を93年5月に編成することで合意(ただし、その財源は国債発行によらず、他の歳出削減により確保)。

1993年度予算内訳

(単位 億マルク、前年比・構成比 %)

	92年度 (補正後)	93年度	前年度比	構成比
歳出(その他とも計)	4,251	4,356	2.5	100.0
食糧・農業	140	143	2.3	3.3
産業経済	157	154	△ 1.6	3.5
労働・社会福祉	908	987	8.8	22.7
運輸	400	439	9.8	10.1
防衛	521	501	△ 3.8	11.5
家庭・老人関係	318	307	△ 3.7	7.0
経済協力	83	84	1.7	1.9
研究・技術	93	93	2.1	2.1
教育・科学	64	65	1.3	1.5
生活補償	120	135	11.9	3.1
一般行政経費	505	475	△ 6.0	10.9
国債関係	577	609	5.6	14.0
歳入	3,846	3,926	2.1	90.1
財政赤字額	405	430	6.2	9.9

◆ブンデスバンク、93年マネーサプライ(M₃)目標値を+4.5～+6.5%に設定

ブンデスバンクは、12月10日の中央銀行理事会において、93年のマネーサプライ(M₃)目標値を、92年の+3.5～+5.5%(92年第4四半期平残前年比)から上限、下限とも1%ポイント引上げ、+4.5～+6.5%(93年同)に設定する旨決定、発表した。

今回の決定に関し、ブンデスバンクは、「東独における潜在的なマネーサプライ増加を、前年比幾分か高めに想定した(全ドイツの潜在成長率:約3%<前年:約2.75%>、中期的目標インフレ率:2%<前年と不変>、通貨流通速度の変化:△1%<前年:0.25%>)」ことを目標値引上げの背景として指摘しているが、「93年においても引続き、通貨価値安定に対する根強い危険を封じ込めると同時に、持続的な成長のための金融面の前提条件を維持すべ

く金融政策を運営していく」との基本方針の下、「現在の緊縮的な金融政策スタンスの変更を意味するものではない」旨コメント。

◆フランス銀行、93年のマネーサプライ目標値等を発表

フランス銀行は、12月10日、以下の点を内容とする93年の金融政策運営方針およびマネーサプライ目標値を公表。

1. マネーサプライ(M₃)指標は、流動性把握上、依然有意であるほか、欧州経済通貨統合に向けた各国金融政策運営上の目標値の調和を図るうえでも最適な指標であるため、93年も引続き金融政策運営の基軸との位置づけ。なお、国内総負債についても引続き注視する方針。
2. 5.5%の名目経済成長率(中期的な潜在成長率3%+デフレーター上昇率2.5%)が通貨価値安定の目標と整合的であること、および、物価安定を確保したうえで経済成長のために十分な流動性を供給する必要があること、等の観点から、93年のマネーサプライ目標値を、92年目標値の上限を0.5%ポイント引上げ、4～6.5%とする。
3. 93年の金融政策は、引続き①EMSにおけるフランス・フランの現行パリティを維持すること、および②経済成長を阻害することのないよう流動性の伸びに格別の注意を払いつつインフレを防止すること、の2点に重点を置いて運営される。

◆イタリア、財政緊縮法案可決を受けて公定歩合等を1.0%ポイント引下げ

イタリア銀行は12月22日、公定歩合および高率適用金利をそれぞれ1.0%ポイント引下げることを発表(公定歩合13.0%→12.0%、高率適用金利14.0%→13.0%、いずれも23日実施)。今次利下げの背景としてイタリア銀行は、①最近の経済指標から、イタリアではリセッションの色彩が強まりつつあることが推察され、米国において現われつつある景気回復の影響が欧州に及ぶのも、恐らく来年の後半にずれ込むとみられること、②リラの大幅な下落にもかかわらず、内需停滞を映じて物価上昇率が低下してき

ていること、③同日、議会において財政緊縮法案が採択されたこと(注)、④貸出しやマネーサプライの伸びが抑制されていること、等の4点を指摘。

(注) この93年度財政緊縮法案の議会通過により、総額93兆リラの財政赤字削減が実現、93年の財政赤字幅は138兆リラとなることが見込まれている。

◆オランダ銀行、政策金利を0.25%ポイント引下げ

オランダ銀行は、12月10日、政策金利の引下げを発表(11日より実施)。

基準割引歩合

7.75% (変更せず)

債券担保貸付歩合

8.50%→8.25% (0.25%ポイント引下げ)

約束手形割引歩合

9.00%→8.75% (0.25%ポイント引下げ)

また、同行は、上記措置と併せ、市場介入金利を0.1%ポイント引下げ、8.60%とする旨を発表(11日より実施)。

◆ベルギー国立銀行、高率適用金利を0.25%ポイント引下げ

ベルギー国立銀行は、12月10日、高率適用金利を0.25%ポイント引下げ、10.25%とする旨発表(11日より実施、公定歩合については7.75%のまま据置き)。

今次措置につき、ベルギー国立銀行では、「ベルギー・フランとオランダ・ギルダーの対ドイツ・マルク相場が堅調に推移しているため、両国には金融緩和の余地があるとの判断から、オランダ銀行とともに政策金利の引下げに踏切った」旨コメント。

◆スイス、国民投票で欧州経済地域(EEA)加盟を否決

スイスは、12月6日実施の欧州経済地域(EEA)加盟に関する国民投票(投票率78%)で、①州ベースで賛成8:反対18、②全国投票数ベースで賛成49.7%:反対50.3%で否決した(スイスの国民投票での可決

には①全26州<準州を含む>の過半数の賛成、②全国投票数ベースでの過半数の賛成、の2要件を満たすことが必要)。

◆スウェーデン、本国通貨のECUペッグを停止し、フロート制に移行

スウェーデン・リクスバンクは、11月19日、スウェーデン・クローナのECUペッグを停止し、フロート制に移行する旨発表、即日実施した。スウェーデン・クローナは、77年以降15通貨バスケットにペッグしていたが、91年5月からはECUペッグとなっていた。

◆ノルウェー、本国通貨のECUペッグを停止し、フロート制に移行

ノルウェー中央銀行は、12月10日、ノルウェー・クローナのECUペッグを停止し、一時的にフロート制に移行する旨発表、即日実施した。ノルウェー・クローナは、90年10月以降ECUにペッグしていた。

◆ハンガリー国立銀行、フォリントを1.9%切下げ

ハンガリー国立銀行は、11月9日、通貨フォリントの1.9%切下げを決定し、即日実施した。なお、今回の切下げは、本年入り後、3月(1.9%)、6月(1.6%)に次いで3度目。

◆フィリピン中央銀行、預金準備率の引下げを決定

フィリピン中央銀行は、11月27日、景気回復の足どりが鈍いことを眺め、93年1月以降、段階的に預金準備率を引下げる旨発表(93年1月25%→24%、4月24%→23%、7月23%→22%)。

◆マレーシア、通貨の公式略式表記を変更

マレーシア中央銀行(バンク・ネガラ)は、12月1日、政府が本国通貨の公式な略式表記を「M\$(マレーシア・ドル)」から「RM(リング・マレーシア)」に変更したことを発表。RMはマレー語と英語の双方で用いられる。